

二七 ● 労働組合法案制定促進の件

去文

本大会は社会的に団体権の承認である。従って労働組合法の八日も速やかに制定施行を期す。

(理由)

現在、経済運動、政治運動遂行に必要なる立法の制定、修改、社会政策の実施等、幾多のうち、社会運動の原動力である団体権の獲得があり承認である。労働組合法の制定こそ義務中の義務である。依つて次の六ヶ條を基礎とする完全なる労働組合法案の制定施行を期す。

- 一、労働組合法案の制定施行を期す。
- 二、法人資格は任意届出主義にする事。
- 三、労働組合の範囲を制限せざる事。
- 四、労働組合は特權の責任を負はざる事。
- 五、雇傭者又は使用人は労働者が労働組合の組合員とならざる事。
- 六、これを解雇し、又は組合より罷退する事も雇傭条件とする事。

六、地方長官は、労働組合に対し無干渉なる事。

実行方法
メーデーのモットーとする事。聯合会本会は提出し懇同部を督促し、他の無産団体と協力し全国的問題として要請を要する。更に、社会政策並に無産政策の緊急第一政策として、無産の急務を期す。

一 ● 田中友助内閣倒壊運動を起すの件

提議者 全日本労働組合連合会
議決者 大阪府 云々

一切の理由説明は大会席上に於てなす。

二 ● 大阪市内乗入各郊外電車に關する件

提議者 全大阪労働組合

去文

議決者 同上

大阪市電車乗入を以て大阪市内乗入各郊外電車に市外区間を共通に乗車せしむる事を大阪市電及各郊外電車に要求運動を起す事。

(理由)

労働者階級は其の生活窮迫と共に住居を次第に新市街地方方面に移轉定住する者の多く、之等大多数の労働階級は同じ大阪市区内に居住して居り、大阪市中心部に出勤又は、用達の場合、二重に郊外と市電との乗車賃を交はねばならぬ。各人の僅少なる生活収入の内此の交通費を月々支出せねばならぬ事は非常なる苦痛であると同時に家賃、食費の増大を以て新市街に不便を忍びつゝ、移轉したる事は何等各等の生活費を軽減するものではない。

各等は全労働階級の利害の立場から大阪市が受ける僅かな報償金に満足せず、進んで市電車乗入を以て、各郊外電車より大阪市市区間の交通を承認